

# 流山市の少子化対策と成果

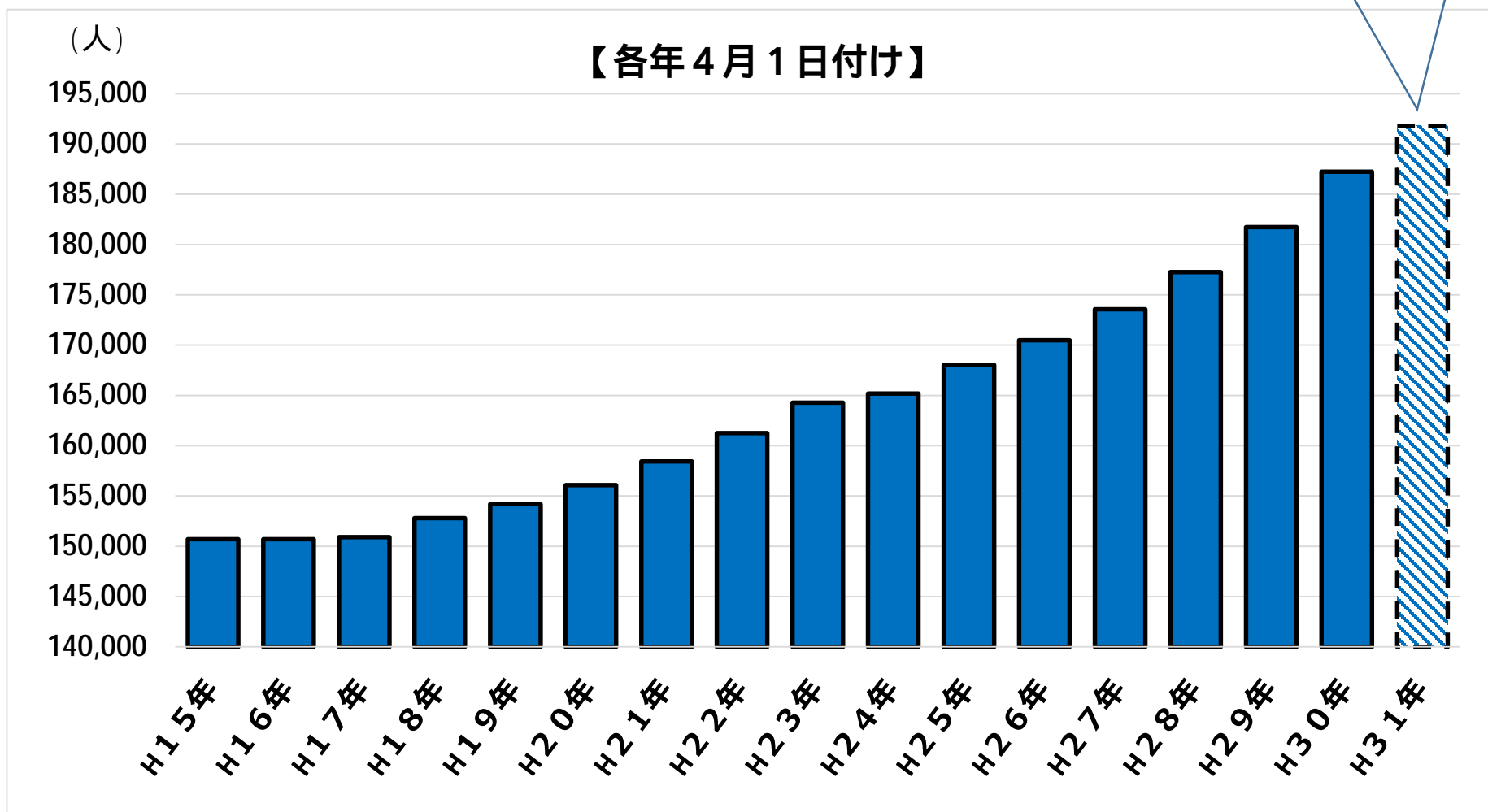
2019年7月9日

第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会

流山市長 井崎 義治

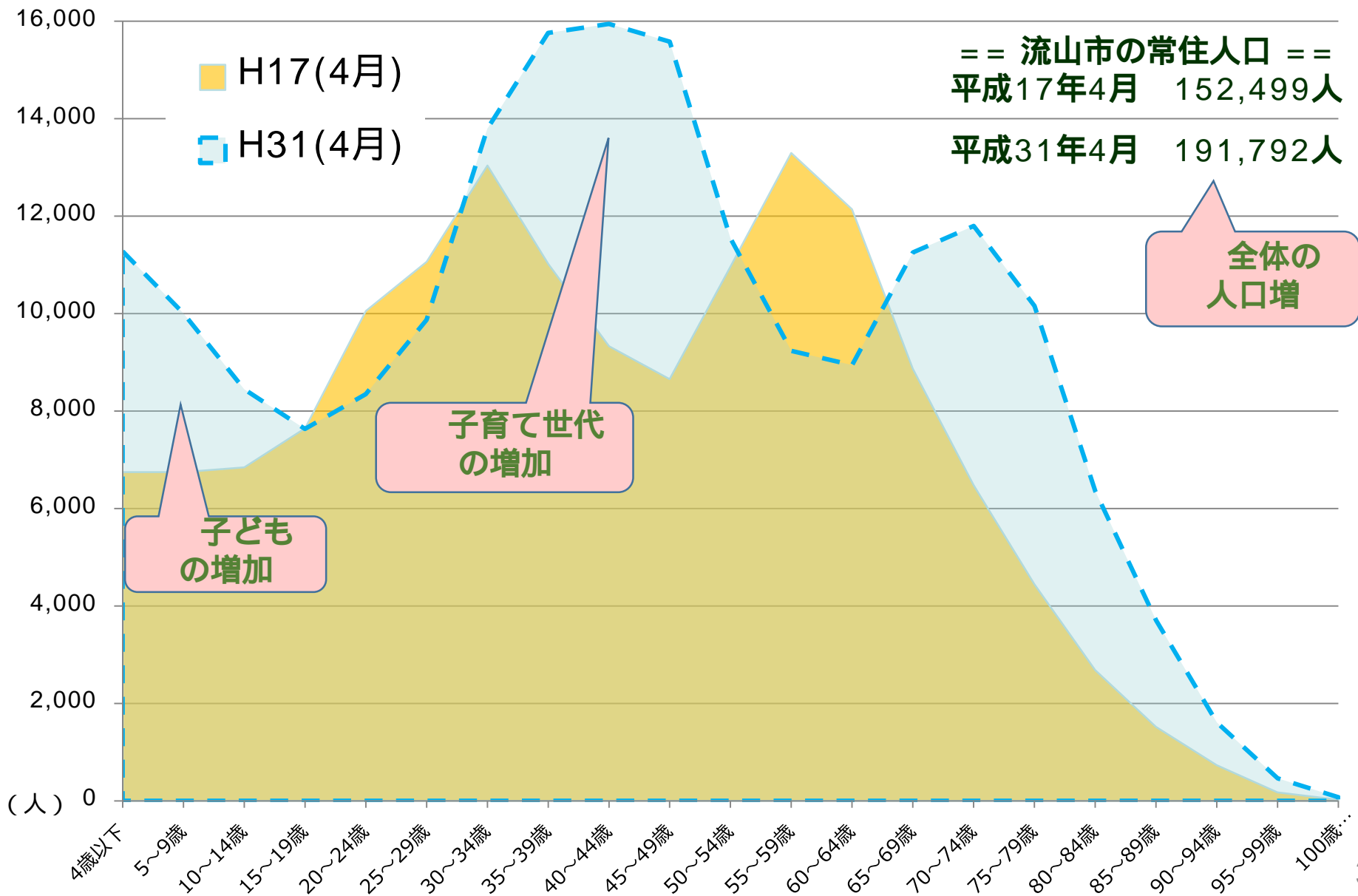
# 流山市の人口推移

191,792人

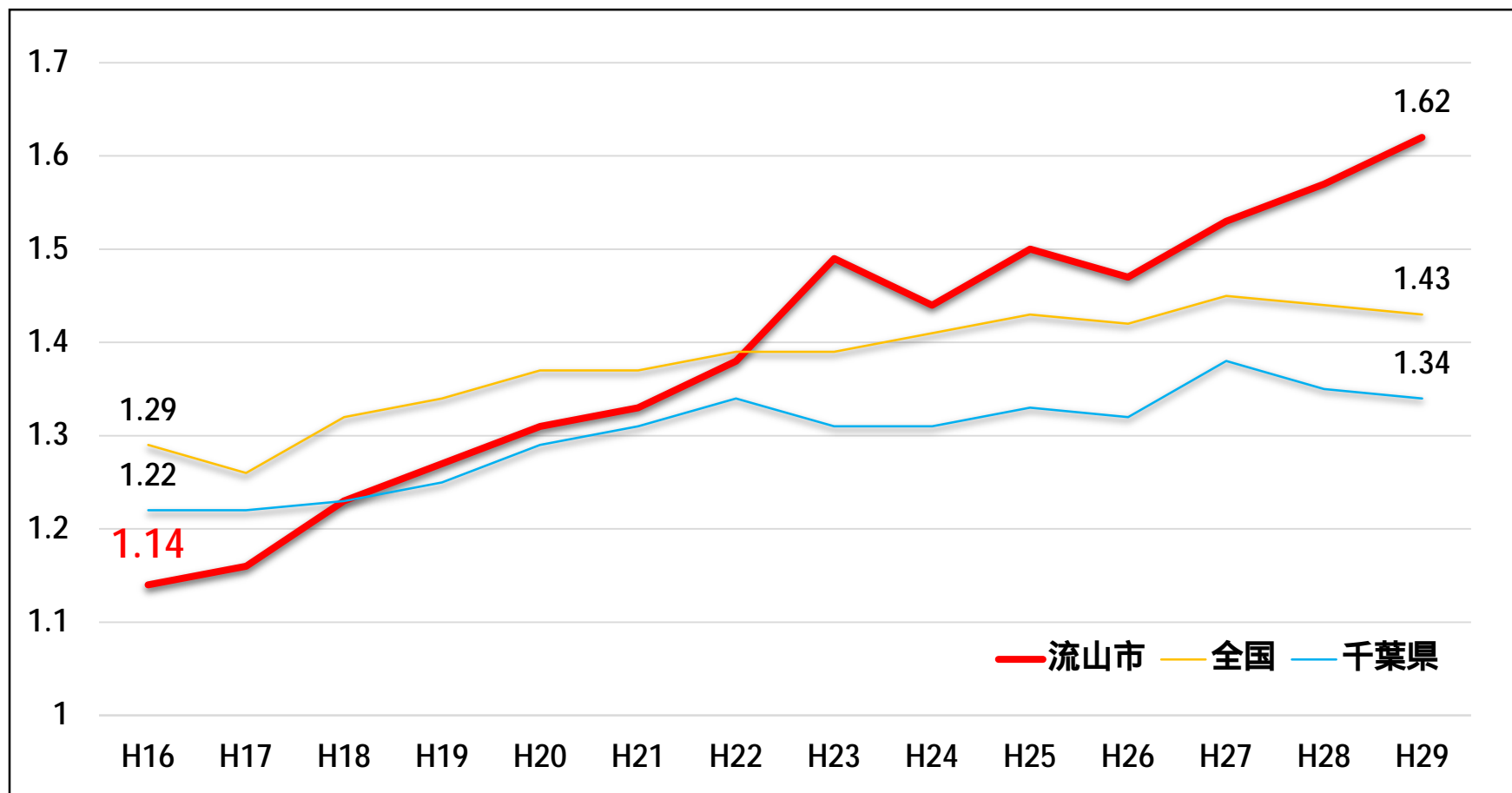


- 平成30年転入超過数 全国8位
- 人口増加率6年連続千葉県内1位(H25~H30) <sub>2</sub>

# 流山市の人口構成の変化



# 合計特殊出生率の推移



【合計特殊出生率(平成29年)】

- **流山市** 1.62 (千葉県内第2位)
- **全国平均** 1.43
- **千葉県平均** 1.34

# 児童の兄弟人数の調査結果

調査実施日 : 令和元年5月  
 調査抽出学級 : 第6学年1組  
 対象児童数 : 500人

	1人っ子	2人兄弟	3人兄弟	4人兄弟	5人兄弟	計
割合	15%	56%	24%	5%	0%	-
人数	75人	282人	119人	23人	1人	500人
合計 人数	75人	564人	357人	92人	5人	1093人
					出生率	2.19

市内の全小学校から1クラスを対象に、何人兄弟であるかを調査  
 2人兄弟が6割近くを占めているほか、1人っ子より3人兄弟の方が多い  
 出生率は2.19となった

# 流山市の少子化対策と成果

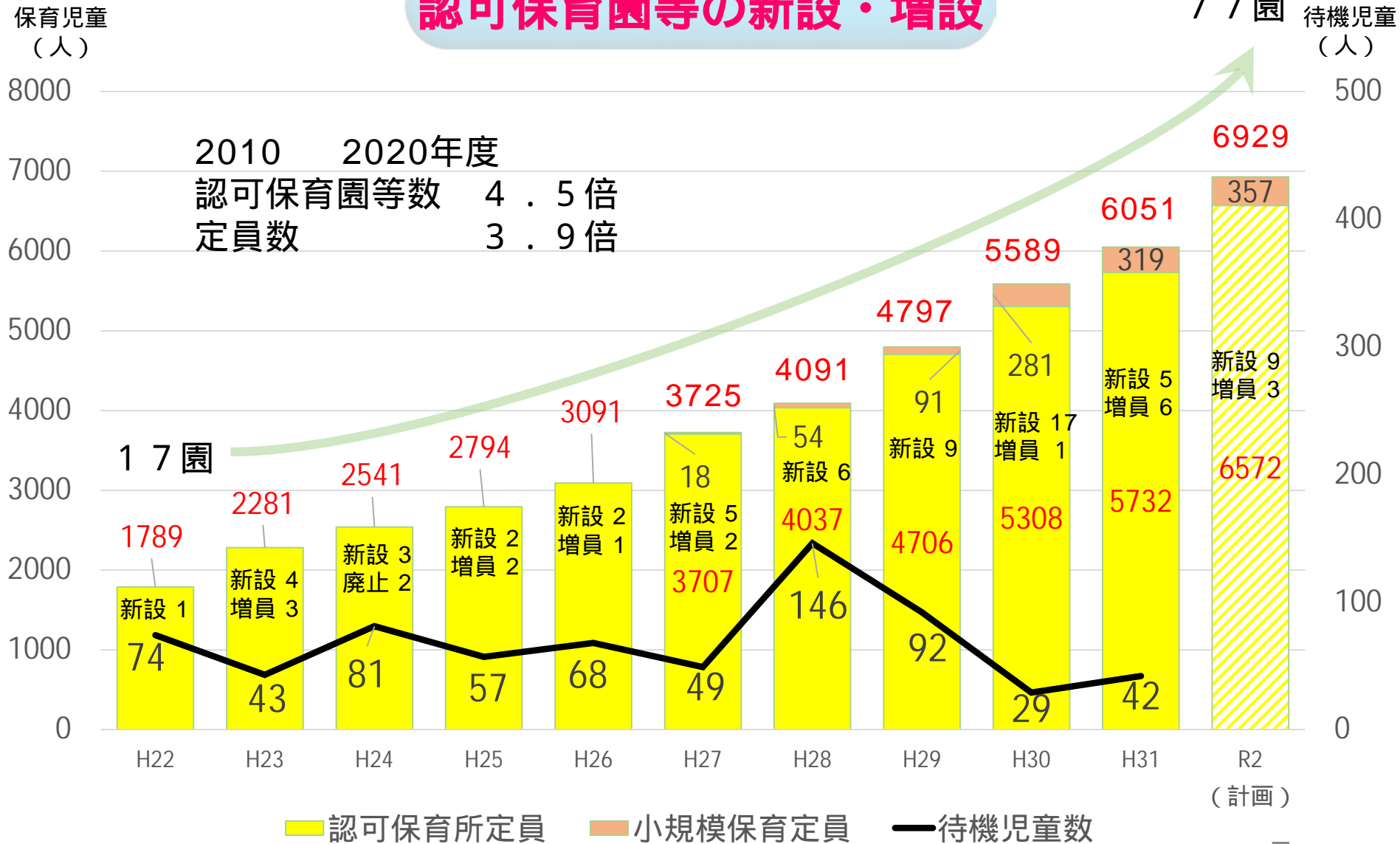
( 1 ) 市外で働きながら子育てできるまち

( 2 ) 子どものそばで働けるまちづくり

市外で働きながら  
子育てできるまち

# 子育て世帯向け施策1

## 認可保育園等の新設・増設



市外で働きながら  
子育てできるまち

# 子育て世帯向け施策2

## 駅前送迎保育ステーション

流山おおたかの森駅 H19年 設置  
南流山駅 H20年 設置

2019年4月現在  
利用登録者数 188人

各送迎保育ステーションと  
市内の指定保育所（園）を  
安心・安全のバスで結び、  
登園・降園するシステム

保護者の時間的負担の軽減





# 子育て世帯向け施策3

## 学童クラブ児童の路線バス帰宅（試行中）

学童クラブからの帰宅方法として  
路線バス利用が選択可能に  
保護者は駅前で待ち合わせ  
直接お迎えに行く必要がなくなり  
保護者の時間的負担が軽減



学童クラブ最寄りのバス停から児童が乗車する様子

# 子育て世帯向け施策4

## 夏休みの学校開放による「子どもの居場所づくり」事業

夏休み期間中、保護者が日中働いている小学生を対象に  
学校施設の一部を使用して「居場所」を設ける事業  
カリキュラムは読書などのほか、様々な体験学習を用意

対象：保護者が働いているなど（入院なども含む。）の  
1～4年の児童（低学年児童を優先）  
期間：令和元年7月22日～8月30日（土日祝、お盆期間除く。）  
時間：9時～15時30分  
開設校：市内小学校3校  
定員：各校50名 計150名  
参加費：1日当たり1,000円



折り紙飛行機教室



エイサー踊り



竹細工を作ろう



空気砲とシャボン玉

# 流山市の少子化対策と成果

( 1 ) 市外で働きながら子育てできるまち

( 2 ) 子どものそばで働けるまちづくり

# 子どものそばで働けるまちづくり 1



シェア型サテライトオフィス  
Trist -Station-



シェア型サテライトオフィス  
Trist -Airport-



マイクロソフトの研修プログラム

# 子どものそばで働けるまちづくり 2



物流センター（GLP流山）完成イメージ

東洋最大級の物流センターが建設中  
施設には企業内保育所を設置



物流センター（DPL流山I）



DPL流山I内「ながれやまmori保育所」

# 第4次少子化対策大綱の目的とは？

第1次～第3次少子化対策大綱が策定されたにも関わらず  
少子化に歯止めがかけられない現状を直視し抜本的に見直す必要

そのためには、

少子化要因を抽出し、

少子化対策施策の効果を分析し直す

これを踏まえ、

優先順位をつけ、選択と集中を行い、

トップ（首相）から発表し、

次年以降の出生率を増加させるための施策・政策を実現する

例えば...

- 非正規雇用の正規化
- 夫の育児参加を促進するための実効性のある制度の導入
- 3人目以降のこどもの保育・教育費の20歳までの無償化 など

# 施策の優先順位付けの例

第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会(第1回)  
資料4「第3次少子化社会対策大綱の主な進捗状況」より

## III 重点課題

### 1. 子育て支援施策を一層充実

#### ○「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施

- ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
- ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備

⇒2015年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」  
⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実

#### ○待機児童の解消

- ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」
- ⇒「待機児童解消加速化プラン」に基づき2017年度末までに約53.5万人の受け皿を確保
- ⇒「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備

#### ○「小1の壁」の打破

- ・「放課後子ども総合プラン」
- ⇒「新・放課後子ども総合プラン」(2018年9月)に基づき放課後児童クラブを、2023年度末までに約30万人分の受け皿を整備

### 2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

#### ○経済的基盤の安定

- ・若者の雇用の安定  
⇒非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善への取組支援
- ・高齢世代から若者世代への経済的支援促進  
⇒平成31年度の税制改正大綱において、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度の適用期限を2年延長
- ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減

#### ○結婚に対する取組支援

- ・自治体や商工会議所による結婚支援  
⇒地域少子化対策重点推進交付金の活用等による自治体等の取組支援

### 3. 多子世帯へ一層の配慮

#### ○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減

⇒幼児教育無償化に関する「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」国会提出(2019年2月)

#### ○自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進

⇒「子育て支援バスポート事業」の全国共通展開化

### 4. 男女の働き方改革

#### ○男性の意識・行動改革

- ・長時間労働の是正  
⇒「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布(2018年7月)
- ・企業経営者等の意識改革  
⇒「イクメン企業アワード」や「イクボスアワード」等を通じた人事労務管理や業務改善の好事例の普及促進
- ・出産直後からの男性の休暇取得の促進  
⇒企業独自の休暇制度導入や育休取得促進

#### ○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

- ・職場環境整備や多様な働き方の推進  
⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進
- ・女性の継続就労やキャリアアップ支援  
⇒「女性活躍推進法」全面施行(2016年4月)

### 5. 地域の実情に即した取組強化

#### ○地域の「強み」を活かした取組

- ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援
- ・先進事例を全国展開

#### ○「地方創生」と連携した取組

- ・国と地方が緊密に連携した取組

2